

議 案 第 54 号

松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月7日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

相隣関係におけるライフラインの設備設置権等に関する規定の整備が行われた民法改正に伴い、給水装置新設等に係る申込みの際の利害関係人からの同意取得を不要とするため。

## 松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

松戸市水道事業給水条例（昭和36年松戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第9条 給水装置を新設、改造、増設、<u>または撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申込みについて利害関係人がある場合は、申込者においてその者から同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 配水管のないところは、給水装置の新設を断ることができる。ただし、配水管布設費を負担し、かつ、給水に支障がないと認められるときはこの限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第9条 給水装置を新設、改造、増設<u>又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>2 配水管のないところは、給水装置の新設を断ることができる。ただし、配水管布設費を負担し、かつ、給水に支障がないと認められるときはこの限りでない。</u></p>

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申込みについて適用し、同日前に行われた申込みについては、なお従前の例による。